

令和8年度 相模原市立

大野北小学校いじめ防止基本方針

大野北小学校

令和8年 4月

相模原市立大野北小学校いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

【めざす児童像】

未来に向かい、目標をもち学びかかわる元気な子の育成
進んで考え実行する子

【家庭・地域との連携】

活動を共にする場や協議する機会を設け、連携した取組を推進する。

- ・学校評議員
- ・民生児童委員
- ・三校育成会

【校内組織】

【大野北小学校

いじめ防止対策委員会】

いじめ防止等の組織的な取組を推進する。

構成員：校長、副校長、
教務主任、児童支援専任、
児童指導担当者、支援コーディネーター、
養護教諭、関係職員、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー

【関係機関との連携】

迅速に対応するため連携を図る。

- ・教育委員会
- ・中央子育て支援センター
- ・児童相談所
- ・青少年相談センター
- ・相模原警察署

【いじめの未然防止】

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
- (3) 人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
- (4) いじめについて、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素から共通理解を図ると共に、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
- (5) 家庭、地域と連携した取組を推進する。

【いじめの早期発見】

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

【いじめへの対処】

- (1) 被害児童を守り通すと共に、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関と連携して対応する。

【いじめの事後指導・支援の継続】

対処したいじめの件に対して、再発防止のため、長期的視野に立って注視していく。

1 いじめの定義

『いじめ防止対策推進法』より

『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの』

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

2 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

3 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- 組織名称：大野北小学校いじめ防止対策委員会
- 構成員：校長、副校長、教務主任、児童支援専任、児童指導担当者
支援コーディネーター、総括教諭、養護教諭、関係職員
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- 委員会の取組内容
 - 1 児童の問題行動などに係る情報を共有する。
 - 2 いじめ防止等に係る取組方針の企画立案。
 - 3 いじめ事案発生時は対応を協議し、指導・支援する。

4 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- ①授業改善：一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくり
- ②居場所作り：話し合い活動の充実、ソーシャルスキルトレーニング

(2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。

①絆づくり：自主的な運営 異学年交流 ピア・サポート（仲間による支え合い）活動

②児童会活動：いじめ撲滅の宣言や相談箱の設置 あいさつ運動の充実

(3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。

①「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」の周知徹底を図る。

②道徳の時間だけでなく、すべての教育活動の中で道徳教育を充実させる実践をする。

③福祉体験、幼保小中交流行事等に取り組む。

(4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。

①教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取組の充実を図る。

②全校朝会、学年集会等における校長、教師からの講話。

③保護者会、学級懇談会においての啓発。

(5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。

①大野北地区民生児童委員懇談会

②地域ふれあい活動

5 いじめの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
 - ① 休み時間や給食／掃除の時間での会話等を通して意思の疎通を図る。
 - ② 日記や個人ノートの取組。
 - ③ 個人面談を有効に行う。

- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取組む。
 - ① 生活アンケートの実施：1年間に2回／6月・11月
(必要に応じて随時行う)
 - ② 教育相談の実施：生活アンケート実施後。

- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ① 相談窓口の周知： 青少年教育カウンセラー
毎週火曜日・金曜日
042-754-3364 (相談室直通電話)
いじめ相談ダイヤル：042-707-7053
ヤングテレホン： 042-755-2552
 - ② 保健室だより、相談室だよりの発行
 - ③ 青少年教育カウンセラーによる校内巡回
 - ④ スクールソーシャルワーカーによる校内支援体制の構築
外部関係機関との連携・調整

6 いじめへの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

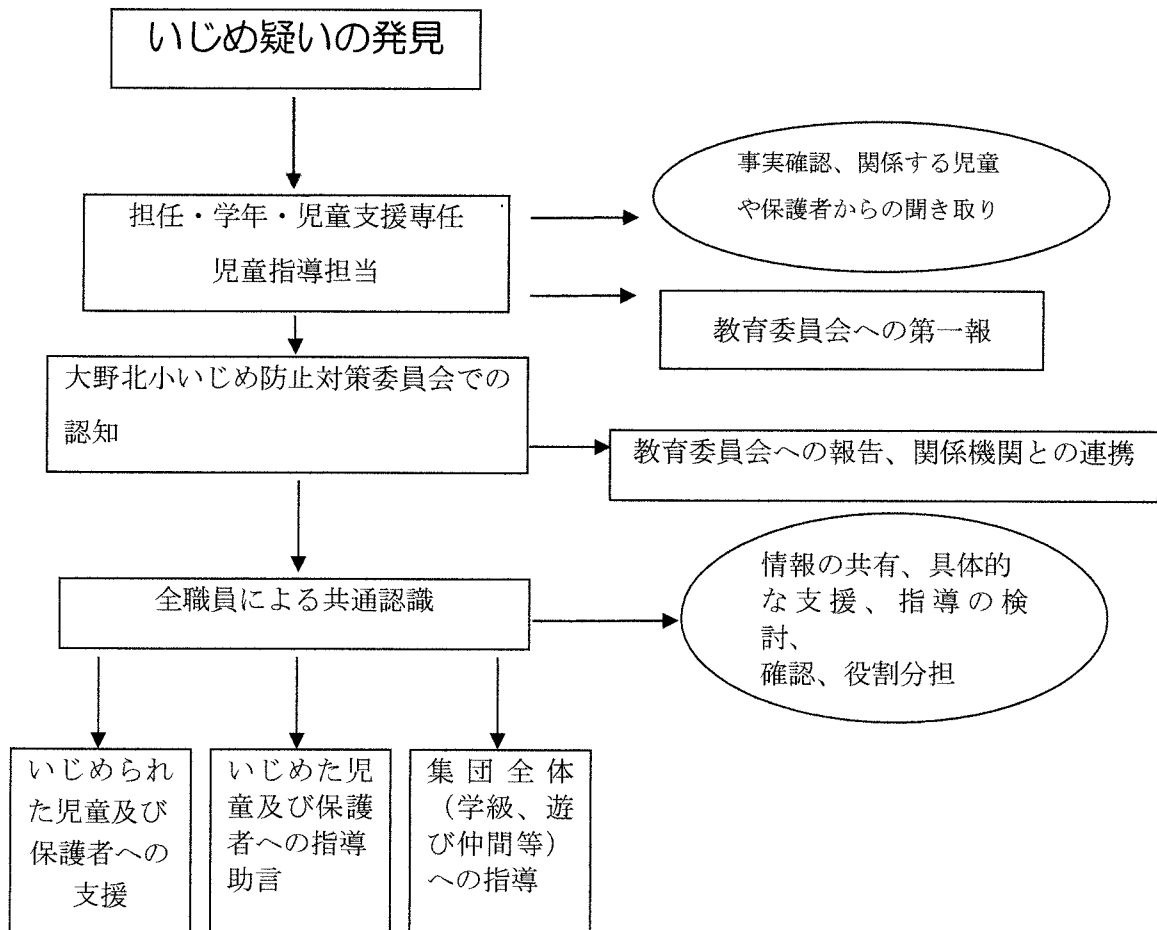
(1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。

- ①すみやかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、集団全体(学級、遊び仲間等)への指導、助言を適切に行う。
- ②インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関と連携して対応する。

- 青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- 各警察署、県警少年相談・保護センター
- 民生児童委員
- 児童相談所、中央子育て支援センター

(対応経路)



7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 教育委員会を通じて、速やかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。

8 いじめの事後指導・支援の継続

対処したいじめの件に対して、再発防止のため長期的視野に立って注視していく。

- (1) いじめが再発しないように、児童の日常の様子を注意深く観察していく。必要に応じて教育相談等で対応していく。
- (2) 被害児童と保護者に対して、関係機関と連携しながら面談やカウンセリング等を行い、心のケアを行っていく。
- (3) 加害児童と保護者に対して、関係機関と連携しながら面談等を行い、適切な指導を行っていく。